

くすのき保育園 重要事項説明書

教育・保育の提供の開始にあたり、くすのき保育園（以下「本園」という。）が利用者に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の目的及び運営の方針

○ 運営主体

名 称	社会福祉法人 楠福社会
所 在 地	熊本県熊本市南区城南町六田 475-2
電 話 番 号	096-28-6163
代表者氏名	理事長 成松 サナエ
定款の目的に定めた事業	保育所の経営

○ 施設の概要

施設の種類	保育所
施設の名称	くすのき保育園
施設の所在地	熊本県熊本市南区城南町六田 475-2
連 絡 先	TEL 096-28-6163 FAX 096-28-6240
園長氏名	成松 サナエ
対象児童	生後2ヶ月～小学校就学前の児童
利用定員	3号認定子ども40人 2号認定子ども80人
開設年月日	昭和54年4月1日～
取扱う保育事業	延長保育・一時保育・障害児保育

○ 事業の目的・運営方針

本園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育が必要な子どもの保育を行い、その健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とし、次に掲げる運営方針に基づき、教育・保育を提供します。

- ・ 本園は、一人一人の子どもの権利を大切にし 心身共に健康な人間性の基礎を育て、地域を含む保護者からも愛され信頼される保育園を目指す。
- ・ 本園は、条例が定める職員や設備の基準その他関係法令等を遵守します。

2. 提供する教育・保育の内容

本園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び保育課程にそって、子どもの発達に必要な保育その他の便宜の提供を行います。

○ 特定教育・保育

《特色》 広々とした自然環境のもと 養護と教育が一体となって、心身ともに健康で伸び伸びした子どもの育成に努める。また、やさい作りを通して土に親しみ命の大切さ、人、物への感謝の気持ちが持てる心を育てる。

・

《保育形態》 年齢別保育 保育内容により縦割り保育も行います。

- ・ 毎日の保育の流れ、クラス編成、年間のクラス別保育計画（行事予定）等

○ 食事の提供

- ・ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ・ アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。

《提供時間》

	提供日	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時15分頃	3時00分頃
1歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時20分頃	3時00分頃
2歳児	月～土曜日	9時20分頃	11時30分頃	3時00頃
3歳以上児	月～土曜日		11時40分頃	3時00頃

○ 延長保育

- ・ 通常利用時間外の延長保育を実施しています。
※利用時間及び利用料はページをご覧ください。

《施設及び設備》

- ・ 敷地及び園舎

敷地	敷地全体	2,318、82 m ²
	園庭	1,711、75 m ² 借地 594 m ² 理事長より無料
園舎	構造	1階建 鉄骨造 37年築
	延べ床面積	607、07 m ²

・主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室	1室	20.0 m ²	
ほふく室	3室	164.0 m ²	
保育室	3室	126.0 m ²	
遊戯室	1室	73.1 m ²	
調理室	1室	27.0 m ²	
一時	1室	19.4 m ²	

3. 職員について

○ 職種、員数及び職務の内容

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
園長	1人		職員及び業務の管理、職員の指導監督等
副園長	1人		園長の補佐、経理事務
主任保育士	1人		保育士の統括、地域子育て支援等
保育士	8人	11人	保育の提供、保護者への連絡等
看護師	○人	1人	園児の健康管理、衛生環境の整備
栄養士	1人	1人	園児及び職員の食事の作成、食育指導
調理員	人	1人	調理補助

※職員数は変動する場合がありますが、市が条例で定める教育・保育の提供に必要な職員数以上の職員を常に配置しています。

※常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

4. 教育・保育を行う日・時間

○通常利用時間

利用区分	利用時間	休業日
2号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00 ～18:00	• 日曜日 • 年末年始(12月29日から1月3日) • 祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号認定 (短時間)	月～土曜日 9:00 ～17:00	
3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:00 ～18:00	
3号認定 (短時間)	月～土曜日 9:00 ～17:00	

※2号・3号認定こどもに実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します
※非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

○ 延長保育事業

利用区分	利用時間	利用料
保育標準時間	18時00分から19時00分まで	100円(30分当たり)
保育短時間	17時00分から19時00分まで	100円(30分当たり)

○ 一時預かり事業

利用区分	利用時間	利用料
半日利用	8時30分から12時00分まで	1,000円(1回当たり)
1日利用	8時30分から17時30分まで	2,000円(1回当たり)

5. 保育料等

- 利用者負担（基本保育料）
居住地の市町村が収入に応じて定める額

- 特定負担額（上乘せ徴収）

教育・保育の質の向上を図るため、以下の金額を徴収します。

利用区分	費用の種類	用途・目的	納付額	納付時期
なし				

- 実費徴収額

教育・保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を徴収します。

利用区分	費用の種類	用途・目的	納付額	納付時期
出席カードノート等	教材費	出席確認	実費	入園進級時
体操服 園児服等	被服費	園生活の際着用	実費	随時
カバン 等	教材費	登降園時	実費	入園時

6. 利用定員

- 年齢別利用定員

利用区分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
2号認定				30名	25名	25名	80名
3号認定	10名	15名	15名				40名

7. 利用の開始及び修了に関する事項

- 入園

本園を利用するにあたっては次の手続きが必要です。

- ・「熊本市施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼事業所新規入所申込書（児童台帳）」に必要事項を記載し、就労証明書、又は保育を必要とする理由書類（診断書等）を添付のうえ、熊本市が定める期限までに本園に提出してください。
- ・保育の必要性が認定された方には、熊本市より「支給認定証」が交付されます。その後、お申込み状況等をふまえて熊本市が利用調整を行い、入園が決定します。そのため、状況によっては、入園できない場合もあります。

○ 退園・転園・休園

- ・ 退園を希望する場合は、退園日の3週間前までに、退園届を提出してください。
- ・ 転園が決定した場合は、すみやかに退園届を提出してください。
- ・ 市外に転出する場合は、事前に職員へお伝えください。
- ・ 休園に際しては、原則、熊本市が定める期間（およそ1ヶ月程度）までとし、事前の届出が必要です。無届で欠席が続く場合、退園していただくこととなります。
- ・ お申込み内容の変更があった場合（転居、離婚等）は、すみやかに変更届を提出してください。
- ・ 園児が特定の感染症等に感染した場合には、感染症対応マニュアル及び主治医の指示等により、本園において登園時期を検討します。なお、回復後の再登園の際には治癒証明書の提出が必要となります。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・ 園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・ 児童の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき
- ・ その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

8. 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	宇城警察署（城南交番）
病院	小林病院 熊本市南区城南町隈庄 574
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・一斉メール(必要に応じ電話)で連絡致します。
本園の対策	・防犯カメラ 10台 ・AED設置 ・事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	宇城消防署 平成 10 年 8 月 15 日届出			
	防火管理者	成松サナエ		
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。			
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消防署通報システム			
避難場所	第1 避難	くすのき保育園園庭	第2 避難	隈庄小学校
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。			

9. 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・受付担当者 成松祐子 ・解決責任者 成松サナエ ・ご利用時間 8:30～ 18:30 (月～金) ・電話番号 0964-28-6163 ・FAX 0964-28-6240 担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。			
	第三者委員	成松 正治	電話番号 096-428-2793 役職・肩書等 六田区自治会長	
木本 俊一		電話番号 096-279-2966 役職・肩書等 元老健施設長		

※本園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

10. 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

保険の種類	保育園総合保険
保険の内容	園児障害保険 保育園賠償責任保険 主催事業参加者障害保険
保険金額	障害保険 160,320 円 主催行事参加者障害保険 4620 円 賠償責任保険 37,800 円

11. 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

園児及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用します。

- ・小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限り利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

12. 提携する医療機関等

種類	嘱託医（内科）	嘱託歯科医
病院名	小林病院	本田歯科
所在地	熊本市南区城南町隈庄 574	熊本市南区城南町隈庄 536
院長名	渡辺 治	栢原宏治
TEL	0964-28-2025	0964-28-2153

※このほか、嘱託薬剤師による園の環境衛生の維持改善に関する指導助言、職員及び保護者への相談・指導を行っています。

13. 園からのお願い

本園の利用にあたっては、以下の事項にご協力ください。

- ・園の敷地内はすべて禁煙です。
- ・利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。